

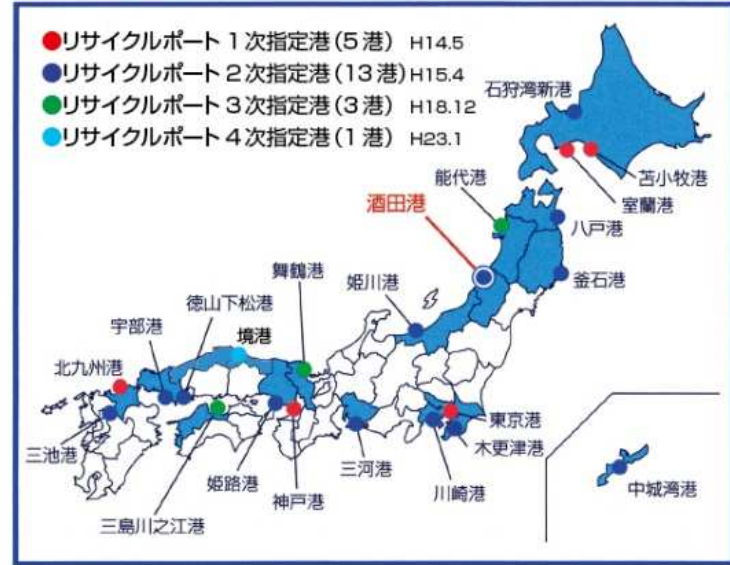
# リサイクルポート(総合静脈物流拠点港)

# 酒田臨海工業団地へ立地のご案内

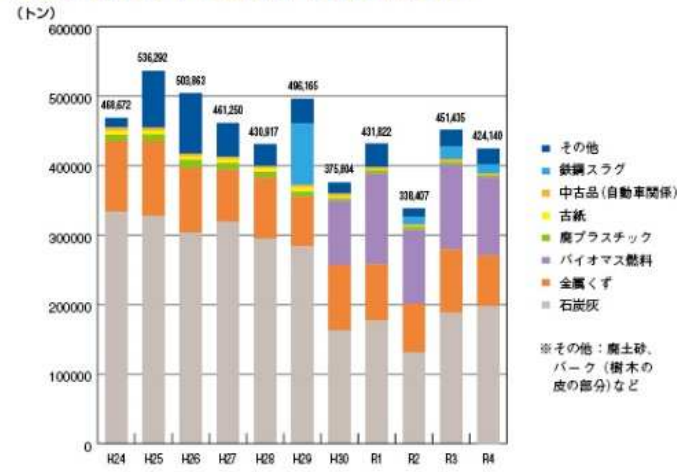
広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)として国が指定し、リサイクルの拠点づくりを支援するものです。

※静脈物流：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送をこのように表現している。

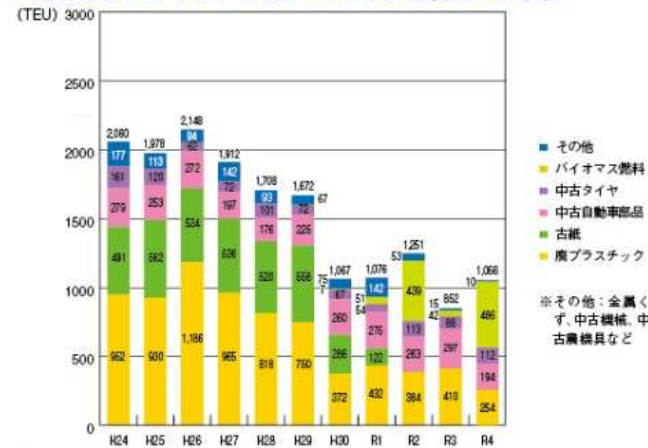
## リサイクルポート指定港



■酒田港リサイクル関連 貨物量の推移 (トン)



■酒田港リサイクル関連 コンテナ貨物量の推移 (TEU)

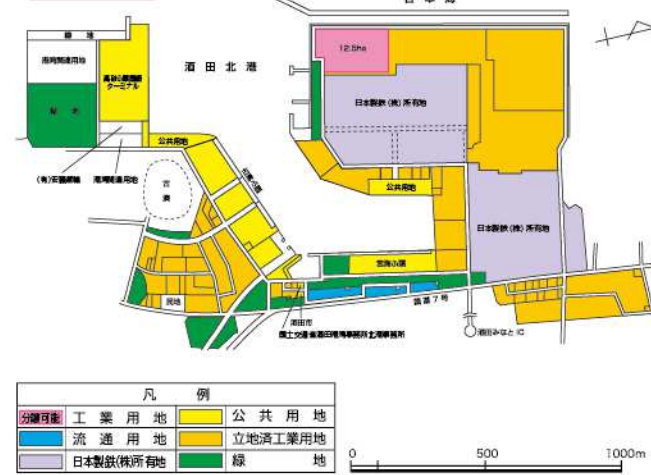


## 酒田港周辺のリサイクル及びエネルギー関連企業

酒田港に隣接する臨海工業団地には、リサイクル関連企業が進出しています。循環資源貨物の集積が進み、風力・太陽光・バイオマスの再生可能エネルギー発電施設も立地が進むなど、エネルギーポートとしての役割も担っています。エネルギー産業の新たな進展による関連分野の企業進出が期待されるエリアです。



区画図



所在地	山形県酒田市宮海・古湊・高砂・林内
事業主体	山形県 分譲価格 14,900円/m <sup>2</sup>
総面積	345.1ha 分譲可能面積 12.5ha
アクセス	高速道路IC：日本海東北自動車道 酒田みなとICから2km 道路：東京から約470km(車で約6時間) 鉄道：酒田駅から車で約10分(東京～酒田間 約4時間) 空港：庄内空港から車で約20分 港湾：酒田北港隣接(工業団地内)
団地概要	用途地域：工業専用地域、工業地域、準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 用水：工業用水22,000m <sup>3</sup> /日 排水：各企業で処理 電力：酒田北港変電所 N値：24~31
人材	周辺人口：約25.4万人 近郊高等学校：15校(うち工業・情報処理関係 3校) 年間卒業予定者：約2,150人(うち工業・情報処理関係 約450人)
リース制度	価格：分譲価格の1.4%(約17円/m <sup>2</sup> ) リース期間：10年間(10年後の買取条件付き) 保証金：分譲価格の10%、期間満了時返還・無利子

優遇措置

名称	適用条件	内容	
山形県企業立地促進補助金	【新設】県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に土地又は空工場を取得して工場(植物工場を含む)を設置する場合	土地を除く固定資産の取得額補助率:10% 限度額:50億円	
	A 1. 土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く。以下同じ。)が100億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が300名以上 3. 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額補助率:20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円(20名未満は3億円)	
	B 1. 土地を除く固定資産の取得額3億円以上(空工場の取得の場合は、5000万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上 3. 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	建物・設備の賃貸・リース額補助率:20% *操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。	
	C 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業(製造業を営む企業及び植物工場を運営する企業)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を設置する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	土地を除く固定資産の所得額補助率:25% 限度額:10億円	
D 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業で、研究開発機能を設置する企業 1. 土地を除く固定資産の取得額3000万円以上(空工場の取得の場合は、1500万円以上) 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が5名以上 3. 用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業	【新設】県の誘致により、県外から新たに本社機能を設置する企業 本社機能：経営意思決定、経営資源管理、各種業務統括などの事業所をいう。(ただし、工場及び当該地域を管理する営業所は除く) 1. 本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円(空オフィス等の取得の場合は2,500万円)以上 2. 新規常用雇用者10名(人員移転含む)以上(対象経費が15億円を超える場合は20名以上) 3. 本社等建物の建設着手から2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額補助率:20% 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円(20名未満は3億円)	
補助金・助成金	【増設】既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)で、事業の高度化等に資するために新たに工場を増設する場合(Dについては、本県に立地後5年以内の企業)	土地を除く固定資産の取得額補助率:補助対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 限度額:4億円	
	A 1. 土地を除く固定資産取得額30億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額補助率:5% 限度額:①0.5億円 ②1.5億円	
	B 1. 土地を除く固定資産取得額5億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ②20名以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場(植物工場を含む)を増設する場合 1. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額補助率:5% *操業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
	C 事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 1. 土地を除く固定資産の取得額3億円以上 2. 新規常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上 3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	土地を除く固定資産の取得額補助率:20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 限度額:10億円(20名未満は3億円)	
山形県循環型産業施設整備事業費補助金(リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業)	酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地において実施される施設・設備整備 1. 産業廃棄物等の発生抑制やリサイクルの推進を目的とするもの 2. 上記1のうち、自らが行った3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いたもの 3. 使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とするもの	補助率:1/2 限度額:500万円	
酒田市用地取得助成金	1. 製造業等で用地取得面積1,000m <sup>2</sup> 以上(新設または移設) 2. 新規雇用(a)5名以上(大企業30名以上)または(b)3名以上(大企業10名以上)	用地取得額の(a)30%または(b)20% 限度額2億円 (製造業以外は限度額1億円)	
酒田市設備投資促進助成金	1. 臨海工業団地へ進出した製造業等(新設又は移転) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産課税標準額の3.0%(新設又は移転) 限度額:1億円 *他法により課税免除等を受けることができるものを除く	
酒田市特例	1. 酒田市外から進出した製造業、情報サービス業等 2. 用地取得面積1,000m <sup>2</sup> 以上 3. 新規雇用10名以上(大企業50名以上)	用地取得額の50% 限度額3億円	
酒田市特例	1. 酒田市外から臨海工業団地へ進出した製造業等(新設) 2. 投下固定資産総額2,000万円超	固定資産課税標準額の4.2%(新設) 限度額:1億円 *他法により課税免除等を受けることができるものを除く	
融資	産業立地促進資金 1. 本県産業の高度化に資することが期待できるもの 2. 県及び酒田市の認定を受けたもの	運転資金、設備資金 2. 限度額 20億円 3. 償還方法 20年以内(設備資金)、15年以内(運転資金) 年0.7%(変動金利) 4. 利率	

※上記の補助制度の他に、有機エレクトロニクス、バイオ、自動車、航空機関連企業への補助率上乗せ制度や需対策・物流関連施設・デポ関連施設についての支援制度等があります。